

第6号様式別表9記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「控除前所得金額<1>」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式<68>」とあるのは「別表5<24>」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 4 「所得金額控除限度額<2>」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあつては、「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。
 - (1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社
 - (2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人
 - (3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。（4）において同じ。）
 - (4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人
- 5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金<3>」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等②」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 当該事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。

(昭43省令9・一部改正・昭47省令4・一部改正・昭48省令15・一部改正・昭49省令18・一部改正・昭53省令7・一部改正・昭56省令31・全改・昭58省令10・全改・昭61省令6・一部改正・昭63省令13・全改・平3省令31・全改・平4省令29・一部改正・平7省令17・一部改正・平8省令14・一部改正・平12省令52・一部改正・平13省令55・一部改正・平13省令72・一部改正・平14省令44・一部改正・平14省令86・一部改正・平15省令54・一部改正・平15省令66・一部改正・平15省令110・一部改正・平16省令77・一部改正・平18省令90・一部改正・平19省令64・一部改正・平22省令27・一部改正・平23省令132・一部改正・平24省令53・一部改正・平25省令70・一部改正・平27省令54・一部改正・平28省令69・一部改正・平29省令46・一部改正・平30省令42・一部改正)